

衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する入札説明書（競争参加資格に関するものを除く。）に係る質問回答

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	00_入札公告	2	11	1 1 適用する契約条項	入札公告における「衛星コンステレーションの整備・運営等事業特別契約条項」とは、事業契約書（案）のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	00_入札説明書	4	25	1 0 競争的対話の実施	実施方針の質問回答No53についてあらためての確認となりますが、競争的対話について「本事業に関する提案内容の要求水準の充足の該否」とあるところ、提案内容の諸検討にあたって確認が必要な事業契約書等の要求水準書以外の資料についても、当該競争的対話での質問の対象とすることは可能でしょうか。	可能です。
3	00_入札説明書	4	30	1 1 情報保全に係る履行体制の確認	「入札参加者は、入札公告 別紙 2（3）に示す期限までに、情報保全に係る履行体制の確認資料を提出するものとする。細部は、資料-3 様式集及び記載要領 別紙による。適合することが認められない者は、本入札に参加することができない。」と記載されている一方、資料-3 別紙「情報保全に係る履行体制の確認」には「応募者を構成する代表企業、構成員又は協力企業のうち、保護すべき情報その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）を取り扱う予定の者（以下「確認対象者」という。）は、代表企業を通じ、「業務従事者リスト」並びに次に示す「業務従事者に係る履歴資料」及び「非公知の情報の取扱いに関する資料」（別封）を契約担当官等に提出しなければならない。」と記載されています。後者資料の通り、保護すべき情報等を取り扱わない予定である代表企業、構成員又は協力企業については「情報保全に係る履行体制の確認」のプロセスの対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりであり、保護すべき情報等を取扱う可能性がある場合は、「情報保全に係る履行体制の確認」のプロセスを経ていただく必要があります。
4	00_入札説明書	7	11	1 6（3）エ（ア）第二次審査	基礎点さえ獲得（要求水準（必須項目）を全て充足）すれば、事業者提案書審査（500点満点）の得点（トータルとしてマイナスとなる場合も含む。）について、基礎点とは別の失格基準（いわゆる足きり点）はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	00_入札説明書	8	20	1 9（2）事業契約の締結	入札説明書19（2）に記載の事業契約の締結期限について、落札の決定が一定程度遅れた場合は、事業契約締結までの応募者側の手続（SPCの設立等）が間に合わない可能性や早期に開始すべき契約締結後の準備行為に影響が生じるため、契約の内容や要求水準の内容について協議ができるようにさせていただけないでしょうか。	遅れないように進めてまいりたいと考えておりますが、状況に応じて、落札者との協議により、決定していくことはあり得と考えています。
6	00_入札説明書	8	26	2 2 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無	「防衛省は、その所要に応じて、事業者との間で役務契約を締結する場合がある。」とあるが、「その所要に応じて」とは具体的にどういう意味か。また、現時点において、事業者との間で締結する予定の「役務契約」があれば、具体的にご教示いただきたい。	国が必要であると考える場合に、役務契約を締結する場合がありますが、現時点で、具体的に想定している役務契約はありません。
7	00_入札説明書	11	28	第2 3. 応募者の参加資格要件等	事業者の株主は、日本国法人でなければならないとあるが、協力企業は、日本国法人でなくてもよいと理解してよいか。	協力企業については、日本国法人との定めはございません。
8	00_入札説明書	16	28	別紙2 3（2）オ 出席者	入札説明書別紙2の3（2）の出席者に記載されている競争的対話へ出席可能な企業について、アドバイザーは可能でしょうか。	可能です。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
9	01_事業契約書（案）	8	21	第1章第4条（契約書類及び既定の適用関係）	第4条の契約書類に関し、競争的対話でのやり取りなどは議事録などの形で書面化されたもののみが提案書類又は入札説明書等と一体となるものとしてみなされると理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	01_事業契約書（案）	9	2	第1章第5条第1項（秘密の保持）	第5条第1項但書において、①『「事業者」が司法手続若しくは「法令等」に基づき開示する場合』が含まれておらず、また、②許容開示先に「選定企業」が含まれていない理由をご教示ください。	前段については、事業者が秘密情報を第三者に開示しようとする場合には、事業期間中及び本契約終了後も、発注者に事前の同意を得ることを求めるためです。後段については、事業者が選定企業に対して秘密情報を開示する場合も、発注者に事前の同意を得ることを求めるためです。
11	01_事業契約書（案）	10	17	第2章第9条（契約の保証）	実施方針の質問回答(#89)において、「契約保証金は専用地上施設の完成前の契約解除に伴う違約金に充当されるものではありません」との官ご見解が回答されております。事業契約書案第85条3項において、「第9条の保証金又はこれに代わる担保を「解除違約金」に充当することができる」との記載がありますが、実施方針の質問回答に基づき、事業契約案のご想定では、事業契約解除違約金を除き契約保証金が要求水準未達による減額等に充当されることはないご想定に変更がないか、確認させてください。	ご理解のとおり、想定に変更はありません。
12	01_事業契約書（案）	10	17	第2章第9条（契約の保証）	実施方針の質問回答(#89)において、「契約保証金は専用地上施設の完成前の契約解除に伴う違約金に充当されるものであり、要求水準の未達による減額等に充当されるものではありません」との官ご見解が回答されております。他方、事業契約案第9条においては、契約保証金の差入期間は「本契約締結日から「本格運用」の開始日まで」と規定されており、また、事業契約書案第39条第3項では、「本格運用」の開始要件として、本事業衛星による再訪頻度要求及び本事業衛星機数要求の達成が「本格運用」開始の要件として定められているため、実施方針で示された回答（専用地上施設の完成前の契約解除に伴う違約金に充当されるもの）と齟齬があるように見受けられます。従い、事業契約案第9条における契約保証金の差入期間を以下の様に修正お願いいたします。 「要求水準」を満たす「統合運用システム」に係る「統合運用システム端末」が「発注者」に設置されており、当該「統合運用システム」の運用を開始できる状態にあること。及び「専用地上施設運用等業務」に利用可能であり、かつ、「要求水準」を満たす「専用地上局」の基数が、「要求水準」を満たすこと。	ご指摘を踏まえ、「本契約締結日から「本格的運用」の開始日までの期間」を「本契約締結日から「本格的運用」の開始日の前日」に訂正します。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
13	01_事業契約書（案）	12	13	第2章第13条第4項（本事業衛星等及び成果物の著作権）	13条4項 「事業者」は、「発注者」が「撮像データ」及び「画像データ」を使用できる無期限かつ無償の使用権及びこれらの使用許諾権を「発注者」に提供する。 とありますが、「撮像データ」の納入は業務上想定されていないと認識しているため、事業契約書案第13条4項の対象は「画像データ」だけとなる想定だが、正しいでしょうか。 仮に「撮像データ」の使用権の提供を想定する場合、その具体的な使用用途・方法をご教示いただきたくお願いいたします。	「画像データ」に加え、「撮像データ」も使用許諾権の提供対象になります。なお、「撮像データ」の使用権は画像処理の不具合時における再処理の要求等に使用することを想定しています。
14	01_事業契約書（案）	12	21	第2章第14条第1項（第三者の知的財産権等の侵害）	「「本事業衛星」、「本事業専用地上施設」その他「各業務」において利用される施設、設備及び機器等が第三者の有する知的財産権等を侵害していないこと」を「事業者」が保証することとされています。しかし、「その他「各業務」において利用される施設、設備及び機器等」の一切について、第三者の有する「知的財産権等」の非侵害を担保することは事実上困難であり、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去の人工衛星PFI事業と同様に、事業者側で調達をおこなう、本事業における主たる業務を構成するところの「本事業衛星」、「本事業専用地上施設」及び「成果物」に限定していただけないでしょうか。	衛星画像の販売における事業のリスクや負担を踏まえつつ、民間ビジネスとして衛星画像を販売する事業が拡大しているものと認識しています。このような中、本事業については、B00方式として、民間商用事業も可能とするよう、「本事業衛星」等は民間事業者が保有する、いわゆるサービス提供としたものであり、適切な発注者と事業者のリスク分担とさせていただいているものと認識しており、原文のとおりとします。
15	01_事業契約書（案）	14	4	第2章第19条（本事業の従事者）	19条の「有資格者」は従事者名簿として記載する必要があるという理解でよろしいでしょうか。主に衛星を運用する際に必要な無線従事者を念頭に置いており、企業運営上必要な有資格者（衛生管理者や防火管理者等）は含まないという理解をしております。	ご理解のとおりです。
16	01_事業契約書（案）	15	36	第2章第23条（業績等の監視及び改善要求措置）	重大な事象に関し、別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3.(3)-ア-(ア)の表記を読むと、パフォーマンス未達により、支払額の返納措置が発生した場合には改善勧告のトリガーを引くことができる建付けとなっているが、軽微なパフォーマンス未達による支払額の返納措置の発生を以ってしては重大な事象とは判断されないとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項に定める事象が発生した場合は重大な事象に該当します。その場合は、【資料-7】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3第2項(3)オの規定に従うこととなります。
17	01_事業契約書（案）	16	36	第2章第26条第1項（費用負担等）	「及び「本事業」に関して「事業者」に生じる損失、損害又は費用（追加費用及び増加費用を含む。）」について、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去案件においては、本項の内容に含まれるものではなく、個別にその取扱いが規定されているものと認識しております。衡平なリスク分担の観点から、「事業者」に生じた損失、損害又は費用について、本契約に規定がない場合であっても、その一切を事業者負担させることが必ずしも適当でない場合もあり得ると思われ、削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。合わせてNo. 14の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
18	01_事業契約書（案）	17	19	第2章第28条第2項（許認可等の取得等）	本項において「（ただし、当該「許認可等」の取得若しくは維持又は届出の費用が、「事業者」の責めに帰すべき事由に起因して発生した場合は、「事業者」がその費用を負担する。）」との記載については、反対の場面についても同様との理解でよろしいでしょうか。すなわち、第1項において、「事業者」が「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可又は届出について、発注者たる貴省の責めに帰すべき事由に起因して、「許認可等」の取得若しくは維持又は届出の費用が発生した場合は、貴省において当該費用を負担することになるという理解です。	事業契約第28条第1項のとおり、事業者は許認可等を自らの責任及び費用負担により行うこととしており、基本的に発注者の責めに帰すべき事由に起因する事態は想定しておりません。しかし、要求水準の変更が生じた場合は、事業契約第30条及び第31条の規定に従います。
19	01_事業契約書（案）	17	35	第2章第29条第1項（保険の付保等）	別紙6第1項において「本契約第9条第1項第二号による保証を付す場合に限る」との記載があるため、第9条に定める契約保証金差入に加え、契約履行保険手配が求められているものではないと理解しますが、同理解が正しいか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
20	01_事業契約書（案）	18	6	第2章第29条第4項（保険の付保等）	例えば第29条第2項に規定するように、事業者が任意に自らの責任及び費用負担により付保した保険による保険金について、当然に発注者の負担する金額から控除されるべき合理性はないと思われます。「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去案件においても（不可抗力の場合を除き）本項のような規定はなかったと理解しており、今回こういった趣旨で追加されたものでしょうか。	事業契約第29条第2項に基づく保険の付保は事業者提案に委ねており、事業者が保険金を受領するときは、不可抗力の場合に限らず当該金額を控除した金額に基づき発注者が負担する金額を算定することとしています。
21	01_事業契約書（案）	18	14	第2章第30条第1項（要求水準の変更）	10営業日以内という基準は先行案件と比較しても短期であり、特に本事業の複雑性に鑑みましても検討に時間を要する場合もあるかと存じますので、検討期間を延長していただけないでしょうか。	本事業においては、発注者と事業者の間で緻密な連絡調整を行うことが必要であると考えています。そのような過程で、要求水準の変更についても連絡調整が行われるものと考えているため、原文のとおりとします。
22	01_事業契約書（案）	18	22	第2章第30条第3項（要求水準の変更）	「「発注者」が合理的な「要求水準」の変更、当該変更に伴う措置、「運用期間の変更」及び「サービス対価」の変更を定め」とありますが、具体的な「運用期間の変更」や「サービス対価」の変更内容は第31条に基づく協議によって定まるものであり、「運用期間」や「サービス対価」の変更内容まで「発注者」が一方的に定めることができるかのような誤解を生じるおそれがありますので、「「運用期間の変更」及び「サービス対価」の変更」との記載については削除頂けますでしょうか。	第31条に規定する協議は、第30条第1項及び第4項に定める要求水準の変更を対象とするものです。第30条第3項の規定は、あくまで「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合に、合理的な「要求水準」の変更等を定めるものであり、原文のとおりとします。
23	01_事業契約書（案）	18	24	第2章第30条第4項（要求水準の変更）	「「事業者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるとき」とあるが、事業者都合による衛星種類・機数の増加、新技術等の導入により衛星コンステレーションの性能アップデートが発生する場合の追加費用については対象外という認識で間違いはないか。	要求水準の変更が必要であると認めるときには、要求水準の変更に伴う措置や「サービス対価」の変動の有無等を、「発注者」及び「事業者」で協議を行うこととしています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
24	01_事業契約書（案）	19	5	第2章第31条第4項（要求水準の変更による措置）	「「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害のうち「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる部分を負担し、「事業者」はそれ以外の部分を負担する」とありますが、「「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる部分」とは具体的にどのような想定でしょうか。「要求水準」の変更によって、「事業者」に増加費用及び損害が発生することは、基本的には要求水準の内容がサービス対価の内容に含まれていないためであり、また、「発注者」の責めに帰すべき事由により発生した増加費用及び損害である以上、これを「事業者」において負担すべき合理性がないと考えますので、当該記載は削除いただけないでしょうか。	前段については、個別具体的に判断します。後段については、合理的な増加費用及び損害のうち「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる部分を発注者が負担するとしているため、原文のとおりとします。
25	01_事業契約書（案）	19	6	第2章第31条第4項（要求水準の変更による措置）	発注者から事業者に対する増加費用及び損害相当額の補償は、発注者による疎明資料の確認や事業者との協議を経た上で行われるものと理解いたしました。その場合、当該確認や協議等に時間を要したことに起因する要求水準未達について事業者は責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項に定めるとおり、発注者の補償金額の確定に時間を要したことに起因する要求水準未達が、発注者の責めに帰すべき事由によると判断される場合には、アベイラビリティ及びパフォーマンスの評価による返納等措置の対象になりません。また、かかる要求水準未達が事業者の責めに帰すべき事由によるものではないと判断される場合には、【資料-7】「業績等の監視及び改善要求措置要領」の措置の対象にもなりません。もっとも、これらの場合であっても速やかな発注者による確認や協議にご協力ください。
26	01_事業契約書（案）	19	12	第2章第31条第5項（要求水準の変更による措置）	「発注者」が一方的に「サービス対価」を減額することができる旨の規定がありますが、「発注者」の責めに帰すべき事由による変更にもかかわらず一方的な減額がされることは衡平を欠きますので、少なくとも協議の上合意されるべきであり、修正いただけないでしょうか。	ご質問を踏まえ、「「発注者」は、合理的な範囲内で「サービス対価」を減額することができる」を「「発注者」は、「事業者」と協議の上、合理的な範囲内で「サービス対価」を減額することができる」に訂正します。
27	01_事業契約書（案）	19	27	第2章第32条（損害賠償責任）	未達調整金について上限が設定されている趣旨を没却しない観点や、事業者によるリスクの予見性を高める観点等から、損害賠償責任についても一定の上限を設定していただけないでしょうか。	損害賠償責任の上限額を設定する合理性はないと考えているため、原文のとおりとします。
28	01_事業契約書（案）	19	28	第2章第32条（損害賠償責任）	本契約においては、対価の返納等措置と本条に規定する損害賠償責任の2種類のペナルティがありますが、要求水準の未達の場合に、対価の返納等措置によって回復されない損害として考えられるものがあればご教示いただけないでしょうか。	個別具体の事象によって判断が必要となるため、一概にお答えすることはできません。
29	01_事業契約書（案）	20	12	第2章第34条第1項（法令等の変更等による措置）	第30条第1項において、要求水準の変更が必要である場合に、「運用期間の変更」の有無や「サービス対価」の変動の有無を通知することが求められていることとの平仄から、本項の通知においても「運用期間の変更」と「増加費用」を通知の内容に含めた方がよいと考えますがいかがでしょうか。	「要求水準」の変更の内容の詳細を通知することとしており、原文のとおりとします。
30	01_事業契約書（案）	20	15	第2章第34条第2項（法令等の変更等による措置）	第30条第1項における通知があった場合、第31条第1項によって、変更の期間及び費用の増加について協議することが規定されていることとの平仄から、本項の通知があった場合、変更の期間及び費用の増加について協議することを規定した方がよいと考えますがいかがでしょうか。	通知された「要求水準」の変更について協議することとしており、原文のとおりとします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
31	01_事業契約書（案）	20	21	第2章第34条第4項（法令等の変更等による措置）	実施方針において公表されております本事業のリスク分担表において「合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による費用増加」は貴省の負担であることが明示されています。これは文言上もサービス対価の返納等措置や第87条第2項において解除の局面に限ったリスク分担ではなく、実施方針で示されたリスク分担の方針に沿って、サービス対価の調整に限られない、法令等の変更等により「本事業」に関して生じた増加費用及び損害について、「合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による費用増加」は発注者たる貴省の負担であり、それ以外の「法令等の変更等」は、本項第1号のとおり発注者と事業者が自ら負担するという整理を明確化していただけないでしょうか。その上で、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去案件に倣い、「本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合」には、増加費用及び損害の負担について協議するものとしていただけないでしょうか。	本事業における「法令等の変更等による措置」は事業契約第34条各項に規定しているとおりであり、同条第4項各号のとおり消費税等の変更によりサービス対価に係る増加費用の負担が発生した場合を除き、発注者及び事業者は、法令等の変更等により本事業に関して自らに発生した増加費用及び損害を負担し、サービス対価の調整を行うこととしています。サービス対価の調整では、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項(2)に定義する「直接的な法令等の変更等」により要求水準が未達であった場合はアベイラビリティの評価による未達調整金措置は行わず、「直接的な法令等の変更等」以外の法令等の変更等であって、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、発注者及び事業者は、要求水準が未達となった場合のアベイラビリティの評価による未達調整金措置について協議することとしており、原文のとおりとします。
32	01_事業契約書（案）	20	21	第2章第34条第4項第1号（法令等の変更等による措置）	「自らに発生した増加費用及び損害」の内訳としては、どのようなものを想定されておりますでしょうか。	個別具体的な事象によって異なるため一概にはお答えすることはできません。
33	01_事業契約書（案）	21	9	第2章第35条第2項（不可抗力による措置）	「直接的妨害等」に該当する「不可抗力」の認定は第35条第2項に定める「発注者」が認める第三者による証明によることになりませんか。	第35条第2項に従い、発注者が認める第三者の証明によることが原則となりますが、かかる第三者による証明を取得することが困難な事情がある場合は、「発注者」と「事業者」の間で協議のうえ、客観的な情勢等に基づき「発注者」が判断します。
34	01_事業契約書（案）	21	11	第2章第35条第2項（不可抗力による措置）	第35条の「発注者が認める第三者」とは、事業者あるいは選定企業等が任命し、防衛省からの認定を受けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	01_事業契約書（案）	21	12	第2章第35条第2項（不可抗力による措置）	「当該「損壊等」の原因不明が「発注者」が認める第三者により証明された場合」とあるが、過去前例の無い本事業において、当事者である事業者以上もしくは同等の調査能力を持ち、原因不明と断定することができる第三者の選定は困難ではないか。	第三者により証明可能か否かについては、当該「損壊等」の事象によるものと考えられますが、当該「損壊等」の原因不明が「発注者」が認める第三者により証明された場合には、「不可抗力」の証明があったものとみなすという選択肢を設けたものです。
36	01_事業契約書（案）	21	13	第2章第35条第2項（不可抗力による措置）	原因不明であることを証明するとはどのような立証を指しているか具体的にご教示いただけないでしょうか。	「本事業衛星」の「損壊等」の発生に関し、あらゆる側面から事業者及び第三者の立場で事象を調査したとしても要因が判明しなかったことを示していただくことを考えています。
37	01_事業契約書（案）	21	13	第2章第35条第2項（不可抗力による措置）	文言どおり原因不明であることを証明することは現実的に困難であり、また、宇宙空間において生じた「損壊等」に関する原因究明の手段も限定的であることから、一定期間客観的に合理的な調査を尽くしても原因の特定がなされない場合、「原因不明」及び「不可抗力」の証明があったものとみなすなど、立証の負担を現実的な内容に修正いただけないでしょうか。	業務の履行並びにサービス対価の算定及び支払に影響を及ぼすものであることから、証明するための期間を設ける考えはないため、原文のとおりとします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
38	01_事業契約書（案）	21	15	第2章第35条第3項（不可抗力による措置）	リスク分担表においては、「本事業に直接的に影響を及ぼす戦争、テロ等により生じる増加費用及び損害」については防衛省負担とされているところ、かかる考え方を第35条第3項にも反映することをご検討願います（現状案では第87条第3項及び別紙9第3項において解除の局面にのみ上記考え方が反映されているという理解です。）。	第35条第3項第1項においては、『「不可抗力」により「本事業」に関して自ら発生した増加費用及び損害を負担する』としておりますが、契約解除の局面において適用される別紙9第3項において、『「直接的妨害等」に該当する「不可抗力」については、「発注者」が全額負担する』としており、【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2第5項(3)においても通常の不可抗力よりも事業者に配慮した取扱いとしていることから、原文のとおりとします。
39	01_事業契約書（案）	21	15	第2章第35条第3項（不可抗力による措置）	「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去の人工衛星PFI事業に倣い、宇宙災害を含む不可抗力による増加費用及び損害については、原則「発注者」の負担とし、「事業者」の負うべき負担は、宇宙災害を除く「不可抗力」により生じた各事業年度におけるサービス対価の1%相当額に至るまでとなるように修正していただけないでしょうか。本事業の実質的な業務内容や潜在的なリスクは過去案件と同等以上であり、本事業がいわゆるサービス調達であることを踏まえても、過去案件よりリスクを事業者側に寄せるべき合理性はないものと存じます。	原文のとおりとします。合わせてNo. 14の回答をご参照ください。
40	01_事業契約書（案）	21	16	第2章第35条第3項第1号（不可抗力による措置）	「自らに発生した増加費用及び損害」の内訳としては、どのようなものを想定されておりますでしょうか。別紙9の2「不可抗力による損失及び損害の範囲」と同様に考えればよろしいでしょうか。	個別具体の事象によって異なるため一概にはお答えすることはできません。
41	01_事業契約書（案）	21	18	第2章第35条第3項第2号（不可抗力による措置）	別紙9第3項との関係において、本条第3項第2号については、解除されない場合にも適用される理解ですが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	01_事業契約書（案）	22	3	第2章第36条第3項（中止による措置）	「サービス対価の調整以外に発注者は増加費用及び損害を負担しない」とされていますが、「発注者」の責めに帰すべき事由による一時中止であるにも関わらず、「事業者」において増加費用及び損害を負担する合理性がないため、サービス対価に限らず、端的に「第1項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由による場合、当該一時中止により「本事業」に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害については、「発注者」がこれを負担する」としていただけないでしょうか。	サービス対価の返納等措置を通じてサービス対価の返納額等が調整される範囲で実質的に発注者が負担することとしておりますので、原文のとおりとします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
43	01_事業契約書（案）	22	3	第2章第36条第3項（中止による措置）	「第1項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由による場合、「サービス対価」の調整については本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従うものとし」とありますが、「サービス対価の算定及び支払方法」第2の7.では、「本事業の全部又は一部を一時中止した場合、当該期間においても5.支払額の返納等措置に基づきサービス対価の返納等措置を行う。ただし、この場合のサービス対価の支払スケジュール及び支払方法は防衛省が事業者と協議の上定める。」とされるのみで、具体的な内容は規定されていないように思われます。 実施方針の質問回答（#94）において「「事業者の責めに帰すべき事由」ではない事由で、かつ「不可抗力」以外の事由の場合には、減額等の措置は一切行われないう理解でよろしいでしょうか。」との質問に対して「基本的にはご理解のとおりですが、詳細については入札公告においてお示しします。」との回答がなされていることを合わせて鑑みますと、本項に規定される、「発注者」帰責事由により一時中止が行われる場合には、サービス対価の返納等措置は行われず、その上で、予算どおりにサービス対価が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	【資料-4】「サービス対価の算定及び支払方法」第2の7.のとおり、本事業の全部又は一部を一時中止した場合、当該期間においても5.支払額の返納等措置に基づきサービス対価の返納等措置を行います。
44	01_事業契約書（案）	22	17	第2章第37条（環境対策）	本条に規定する対策であっても、本契約の締結後において発生した法令等の変更等により例えば増加費用等が発生する場合には、第34条の規定が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	01_事業契約書（案）	22	29	第3章第39条（段階的運用及び本格的運用の開始）	「充足を確認した時点」というのは「発注者」が充足を確認したときではなく、客観的に条件が充足された時点ということでしょうか。仮に前者である場合、「発注者」の確認プロセスに要する時間が不明確であり、開始すべき時期に条件を充足していたにもかかわらず、確認が遅れたことによって不利益が生じることは不合理ですので、上記の通り客観的に条件が充足された時点となるように修正いただけないでしょうか。本条第1項乃至第3項について同様です。	前者のご理解のとおり「発注者」が充足を確認したときであり、「事業者」から通知される条件の充足を証する資料も踏まえ、発注者は速やかに条件の充足を確認する想定ですので、原文のとおりとします。
46	01_事業契約書（案）	22	29	第3章第39条（段階的運用及び本格的運用の開始）	本条に規定される、段階的運用、本格的運用の開始条件が充足されたことが確認されるか否かにかかわらず、事業者に求められる要求水準は、「運用期間の変更」がなされないかぎり、令和8年4月1日～、令和8年10月1日～、令和10年3月31日～といった具体的な期間に応じて業務要求水準書等に規定されたとおりであり、サービス対価の計算も、かかる具体的な開始期間において、例えば「統合運用システム」の運用を開始できる状態にあるかといった個別の指標に基づいて計算されるという理解でよろしいでしょうか。	開始の条件が充足され、かつ当該期間におけるサービスを提供いただいたことを確認したうえでサービス対価を支払います。
47	01_事業契約書（案）	22	29	第3章第39条（段階的運用及び本格的運用の開始）	段階的運用及び本格的運用が開始したものとみなされることにより生じる効果としては、第9条の契約の保証期間や別紙12の専用地上施設に係る解除精算金の算定への影響が考えられると理解しておりますが、これ以外にありますでしょうか。	事業契約書（案）に定めるとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
48	01_事業契約書（案）	22	31	第3章第39条第1項第2号（段階的運用及び本格的運用の開始）	第49条第2項において、段階的運用期間における「その他衛星」の使用が認められている一方で、第39条第1項第2号においては『「本事業」に使用される衛星が、いずれも「発注者」が「撮像優先権」を有する「国産衛星」であること』が「段階的運用（簡易システム導入前）」の開始要件とされているところ、段階的運用期間の開始前においては「その他衛星」の使用は認められないということでしょうか。	事業契約第49条第2項のとおり、事前に発注者の承認を得た上での段階的運用期間における「その他衛星」の使用は可能です。
49	01_事業契約書（案）	22	31	第3章第39条第1項第2号（段階的運用及び本格的運用の開始）	「国産衛星」であることについて充足を証する資料とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。特に「主として」日本国内で設計・・・（中略）・・・管理する衛星であるということは、どのような資料によって充足を証する資料とすることを想定しているのか	本事業衛星の製造に関する主な部品の調達計画やサプライヤーリスト、本事業衛星の製造に関する体制や製造場所、計画等について、「事業者」から提案をいただくこととしています。 この中で、確認していくこととしており、充足を証するため情報が必要であれば、審査の過程で質問等をさせていただきます。
50	01_事業契約書（案）	23	22	第3章第39条第3項第3号（段階的運用及び本格的運用の開始）	「再訪頻度」の要求水準は当該事業年度ごとに評価されるものと理解しておりましたが、「本格的運用」の開始条件となる再訪頻度のシミュレーションの対象期間はどのようになるのでしょうか。	「本格的運用」を開始するためには、「再訪頻度」の要求水準を満たす必要がありますので、事業者において適切な条件を設定した上で、再訪頻度のシミュレーションを実施していただき、要求水準を満たすことを証する資料を通知いただければと考えています。
51	01_事業契約書（案）	23	22	第3章第39条第3項第3号（段階的運用及び本格的運用の開始）	資料-2 業務要求水準書 第2部 第1 2.2再訪頻度には「令和10年9月30日までの間を猶予期間とし、当該日までに再訪頻度を満たすこととする。」と記載されてる事を踏まえ、本項第3号以外の全ての条件を充足した事を以って「本格的運用」は開始したと一度判定され、再訪頻度要求を踏まえた判定は令和10年9月30日迄の期間に関するシミュレーション結果取得後に再度行われるとの理解でよろしいでしょうか。	令和10年3月31日から、第39条第3項の条件を充足していただきたいものの、第39条第3項第3号で求められるのは要求水準を満たすことであり、【資料-2】「業務要求水準書」第2部第1 2.2では猶予期間を設けておりますので、猶予期間中においては再訪頻度を満たしていなかったとしても同号の不充足とはなりません。なお、同年9月30日までの間に、再訪頻度のシミュレーションにより、要求水準を満たすことを証する資料を通知いただく想定です。ご指摘を踏まえ、明確化のために第39項第3項第3号に「ただし、「要求水準書」において猶予期間が設けられている場合、当該猶予期間中は「要求水準」を満たしていなかったとしても本号の不充足を構成しない。」を追記するよう訂正します。
52	01_事業契約書（案）	25	1	第3章第44条第2項（実施体制の整備）	本条第1項の記載から、事前の承諾が必要となるのは、業務要求水準書第2部第1 8.6に規定される内容に関する実施体制の変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	01_事業契約書（案）	25	11	第3章第46条（物品の貸与）	「発注者」から物品を貸与いただくことで「事業者」にて発生する費用については、合理的な増加費用として、「発注者」にて負担いただけるものでしょうか。	第46条第4項に定めるとおり、事業者が貸与を受けた物品の利用に係る一切の責任（費用を含む。）については事業者負担とします。
54	01_事業契約書（案）	25	18	第3章第46条第3項（物品の貸与）	「発注者」から貸与を受けた物品から生じる知的財産権の侵害については、必ずしも事業者側でコントロールできないように思われますが、「第三者の「知的財産権等」を侵害することのないよう必要な措置」とは具体的にはどのような措置を指すのでしょうか。	個別具体の事象によるため、一概にお答えすることはできません。
55	01_事業契約書（案）	25	24	第3章第47条（緊急時の措置）	第47条第1項が定める事象は、「不可抗力」に該当する場合もあり得るところ、同条と不可抗力に関する条項の適用関係をご教示ください。	本条は不可抗力に該当する場合に限らない緊急時の措置を規定しており、不可抗力に該当すると認められる場合は、事業契約第35条の規定に従うこととなります。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
56	01_事業契約書（案）	25	35	第3章第47条第4項（緊急時の措置）	宇宙空間での災害は、本事業のリスク分担表上も、不可抗力リスクとして位置づけられ、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去の人工衛星PFI事業においても、宇宙空間での災害による増加費用及び損害は、発注者の負担とされてきたものであり、宇宙空間での災害による場合の措置に係る費用は従来通り原則「発注者」負担としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。合わせてNo.14の回答をご参照ください。
57	01_事業契約書（案）	25	36	第3章第47条第4項（緊急時の措置）	「「事業者」が負担することが明らかに適当でない」の判断基準をお示しいただけないでしょうか。	個別具体の事象に応じて発注者が判断します。
58	01_事業契約書（案）	26	8	第4章第49条第1項（本事業衛星）	段階的運用期間及び本格的運用期間で「その他衛星」を使用する場合において、「国産衛星」の定義である「日本国法人が、主として日本国内で設計・開発、製造及び所有し並びに管理する衛星」を部分的に満たす衛星が使用可能である場合や、優先撮像権を確保できる可能性が高い衛星は優先して使用するべきという理解で間違いないか。	「要求水準」に従って、その時点の状況を踏まえ国が判断します。
59	01_事業契約書（案）	26	8	第4章第49条第1項（本事業衛星）	段階的運用期間及び本格的運用期間で「その他衛星（海外衛星を含む）」を使用する場合において、撮像優先権を持つ海外衛星を優先してもらえるのか。	「要求水準書」に従って、「その他衛星」を用いていただくことになりますが、衛星コンステレーションの整備・運営等に当たっては、撮像優先権は重要な要素です。
60	01_事業契約書（案）	26	13	第4章第49条第2項（本事業衛星）	本項の「「その他衛星」の使用以外に手段がない場合」と次項以下の「「その他衛星」の使用以外に手段がないと「発注者」が認めた場合」の違いをご教示いただけないでしょうか。	応募者によって現状保有する衛星の機数が違うことが考えられます。事業契約締結後、すぐに開始される「段階的運用期間」について定めている第49条第2項の規定については、衛星の機数の相違も踏まえ、事前に「発注者」の承認を得る必要はあるものの、「要求水準書」に定める要求数量の「画像データ」を「発注者」に提供するために必要であれば、「その他衛星」を用いることができることとしています。 一方、「本格的運用期間」について定めている同条第3項及び第4項の規定については、事業契約締結後、「国産衛星」を製造するだけの一定の時間が経過していることを踏まえ、「その他衛星」の使用以外に手段がないと「発注者」が認めた場合に限定させていただいているところです。
61	01_事業契約書（案）	26	14	第4章第49条第3項、第4項（本事業衛星）	「『本事業衛星』の整備及び打上げ等に起因する事象により」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。事業者の責めに帰すべき事由により、第3項又は第4項の事象が発生した場合も、本項が適用されるのか。	想定外の「本事業衛星」の整備の遅延や打上げロケットの失敗及び遅延等を想定しています。また、第49条第3項及び第4項は、事業者の責めに帰すべき事由であっても適用されるものです。
62	01_事業契約書（案）	26	26	第4章第49条第5項（本事業衛星）	「衛星運用企業をして本事業衛星を所有させる」という点につき、実施方針抜粋（入札説明書p10）においても(6)事業方式の中で「ただし、本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、事業者等が賃貸借等により調達することもできる。」との記載があるため、衛星運用企業が賃貸借等により本事業衛星を使うことも認められるとの理解で正しいか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
63	01_事業契約書（案）	27	27	第4章第54条第3項（撮像要求、撮像計画及び撮像指示の変更等）	「撮像指示」の取消しを事業者が対応できない場合でも、特段の罰則はないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準の未達によるアベイラビリティ及びパフォーマンスの評価による支払額の返納等措置はありませんが、業績等の監視及び改善要求措置要領に基づき、減額等及び罰則点の付与はあり得ます。
64	01_事業契約書（案）	28	1	第4章第56条第2項（画像データの提供）	〔前項の場合において「撮像データ」が「専用地上局」又は「その他地上局」において受信された場合、「事業者」は、「事業者」の通信回線を使用し、「画像データ」をD I H－C G－1 3 0 0 1の画像データ転送装置へ送信する。〕とありますが、「飯岡地上局」を利用した場合も同様で問題無いでしょうか。	飯岡地上局を利用した場合について、飯岡地上局から市ヶ谷地上システムまでの伝送は国の通信回線を使用し、この区間以外の伝送は「事業者」の通信回線を使用することになります。
65	01_事業契約書（案）	28	10	第4章第57条（納入不能時の通知）	納入不能の通知を行った後、第57条第4項に定める処置が行われるまでの間に、未達調整金と対価の返納について、何らかの猶予期間を設けていただくことは可能でしょうか。	ご質問にあるような猶予期間を設けることは想定していません。
66	01_事業契約書（案）	29	5	第4章第59条第1項第1号（画像データ取得業務に関する責任分担）	「発注者」の責めに帰すべき事由により費用および損害が発生した場合には、法律上の原則としても発注者の負担となるべきところ、「事業者」において負担すべき「その他の増加費用及び損害」とは何を指すのでしょうか。サービス対価に限らず、「発注者」の負担として修正いただけないでしょうか。本条第2項第1号において同様です。	個別具体の事象によることから、一概にお答えすることは困難ですが、サービス対価の返納等措置を通じてサービス対価の返納額等が調整される範囲で実質的に発注者が負担することとしておりますので、原文のとおりとします。
67	01_事業契約書（案）	30	19	第5章第61条第1項第1号（専用地上施設運用等業務に関する責任分担）	「発注者」の責めに帰すべき事由により費用および損害が発生した場合には、法律上の原則としても発注者の負担となるべきところ、「事業者」において負担すべき「その他の増加費用及び損害」とは何を指すのでしょうか。サービス対価に限らず、「発注者」の負担として修正いただけないでしょうか。本条第2項第1号において同様です。	個別具体の事象によることから、一概にお答えすることは困難ですが、サービス対価の返納等措置を通じてサービス対価の返納額等が調整される範囲で実質的に発注者が負担することとしておりますので、原文のとおりとします。
68	01_事業契約書（案）	31	31	第5章第64条第2項（端末の撤去）	統合運用システムの稼働開始が遅延した帰責事由が事業者にない場合に、「簡易システム端末」を引き続き利用させるために追加費用を生じたときは、当該追加費用の取扱い、本契約の他の条項に基づき処理され、事業者の負担とならない余地があるという理解でよろしいでしょうか。また、同条第1項の「専用の端末」についても同様の理解でよろしいでしょうか。	簡易システム又は統合運用システムの稼働が規定どおり開始しなかった場合、帰責事由を問わず、専用の端末もしくは簡易システム端末を発注者に対して無償で利用させることとします。なお、発注者帰責による場合は、サービス対価の返納等措置を通じてサービス対価の返納額等が調整される範囲で実質的に発注者が負担することとしております。
69	01_事業契約書（案）	31	31	第5章第64条第2項（端末の撤去）	「「簡易システム端末」を撤去せずに「発注者」に対して無償で利用させる。」とありますが、こちらはあくまで費用について記載されたもので、「統合運用システム」が令和10年3月30日までに稼働が開始しなかった場合の当該期間におけるサービス対価については、稼働が開始しなかった事由が事業者にない場合、令和10年3月31日から統合運用システムの稼働が開始するまでの期間には「簡易システム端末の運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額 x 令和10年3月31日～統合運用システムの稼働が開始するまでの日数」の対価が事業者に対して支払われるべきと認識しており、同建付けをご追加頂けないでしょうか。同乗第1項の「専用の端末」についても同様です。	サービス対価の返納等措置を通じてサービス対価の返納額等が調整される範囲で実質的に発注者が負担することとしておりますので、原文のとおりとします。
70	01_事業契約書（案）	32	3	第5章第65条第2項（操作説明）	本項の対応による負担が「事業者」側には不明確であるように思われます。あくまで「発注者」において後任に引継ぎができない範囲について教育を実施するという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、発注者の要請に従い教育を実施してください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
71	01_事業契約書（案）	32	39	第5章第69条第3項（事業用地の調査）	対策費は調査の結果判明するものであり、予め費用として織り込むことはできないところ、合理的にサービス対価の内訳として含まれないものは取扱いについて協議することとしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。合わせてNo. 14の回答をご参照ください。
72	01_事業契約書（案）	34	16	第5章第75条第2項第1号（本事業専用地上施設の損傷等）	「発注者」の責めに帰すべき事由により費用および損害が発生した場合には、法律上の原則としても発注者の負担となるべきところ、「事業者」において負担すべき「その他の増加費用及び損害」とは何を指すのでしょうか。サービス対価に限らず、「発注者」の負担として修正いただけないでしょうか。	個別具体の事象によることから、一概にお答えすることは困難ですが、サービス対価の返納等措置を通じてサービス対価の返納額等が調整される範囲で実質的に発注者が負担することとしており、原文のとおりとします。
73	01_事業契約書（案）	34	32	第6章第76条第1項第1号（全般管理業務に関する責任分担）	「発注者」の責めに帰すべき事由により費用および損害が発生した場合には、法律上の原則としても発注者の負担となるべきところ、「事業者」において負担すべき「その他の増加費用及び損害」とは何を指すのでしょうか。サービス対価に限らず、「発注者」の負担として修正いただけないでしょうか。	個別具体の事象によることから、一概にお答えすることは困難ですが、サービス対価の返納等措置を通じてサービス対価の返納額等が調整される範囲で実質的に発注者が負担することとしており、原文のとおりとします。
74	01_事業契約書（案）	35	3	第7章第77条第1項（民間商用事業）	本事業で貴省に提供する撮像データ・画像データについて、各撮像データ・画像データ等を解析・加工した形で民間事業として提供する場合は、第2項、第3項の対象外となりうるか。	本事業において得られた「撮像データ」及び「画像データ」である限りにおいて、「事業者」において当該「撮像データ」及び「画像データ」を解析・加工した形であれば、事業契約書（案）第77条第2項及び第3項は適用されるものです。
75	01_事業契約書（案）	35	8	第7章第77条第2項（民間商用事業）	本項はその他衛星（海外衛星含む）であっても適用される理解で間違いはないか。	ご理解のとおりです。
76	01_事業契約書（案）	35	9	第7章第77条第2項（民間商用事業）	「「発注者」が許可した場合」とあり、これは民間商用事業の性質（販売先、利用方法等）やデータの性質（撮像地点、撮像時期等）等を考慮し個別に判断されると理解しているが、貴省が現状考えている判断基準と検討プロセスを教えてください。	個別の事象によることから、一概にお答えすることは困難ですが、「発注者」と「事業者」の間で協議してまいりたいと考えています。
77	01_事業契約書（案）	35	14	第7章第77条第3項（民間商用事業）	77条3項の定めに関し、販売先には個人が含まれる場合があり、個人情報保護法及び欧州におけるGDPR他関連法に則り、第三者への情報提供に同意が得られなかった場合、適法に提供可能な情報のみ提供する形で問題ないでしょうか。個人情報保護法の第三者提供の例外等、一定の例外措置の適用を念頭に置いている場合、その旨ご教示ください。	国内関係法令に基づき提供いただくことを念頭に置いております。
78	01_事業契約書（案）	35	27	第7章第77条第5項（民間商用事業）	「当該収入の多寡によって「サービス対価」は変更されない。」とあるが、これは民間商用事業による収益が発生した場合でもサービス対価の減額は行われらないという理解で間違いはないか。またその場合、資料-4「サービス対価の算定及び支払方法」p. 8第2-4の「事業者が民間商用事業を実施する場合、本事業期間において民間商用事業で回収することを想定している費用分については予め控除した金額をもってサービス対価とする。」という文言と矛盾していないか。	事業契約締結時点で民間商用事業により回収することを見込む本事業衛星及び専用地上局の費用の一部について、事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除くこととしています。事業契約締結以降に追加で回収が可能となった場合又は想定より回収することができなかった場合に、サービス対価の変更は行いません。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
79	01_事業契約書（案）	35	40	第8章第78条第2項（サービス対価の支払）	「事業者」に増加費用及び損害が発生するということは、基本的には当該増加費用及び損害がサービス対価の内容に含まれていないためであり、「発注者」が負担するものとされている増加費用及び損害である以上、これを「事業者」において負担すべき合理性がないと考えますので、「その合理的な増加費用及び損害のうち「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる部分」との記載は削除いただき、端的に「当該増加費用及び損害について負担する」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。合わせてNo. 24の回答をご参照ください。
80	01_事業契約書（案）	36	19	第8章第78条第6項（サービス対価の支払）	「返納等措置及び減額とは別に、」とありますが、「業務不履行」に伴って、返納等措置及び減額によって回復されない損害とは具体的にどのような損害をご想定でしょうか。	個別具体の事象によって判断が必要となるため、一概にお答えすることはできません。
81	01_事業契約書（案）	36	24	第8章第79条（サービス対価の改定）	「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去案件同様、「金利変動」も含めていただけないでしょうか。	本事業については、B00方式として、民間商用事業も可能とするよう、「本事業衛星」等は民間事業者が保有する、いわゆるサービス提供としたものであり、また事業期間も5年程度であることを踏まえ、原文のとおりとします。
82	01_事業契約書（案）	37 38	32 1	第9章第1節第81条第1項第11号、第14号（発注者の解除権）	第81条第1項記載に基づく、第11号（「違約金調整対象解除事由」が発生したとき）または第14号（「未達調整額」の金額の合計額が「未達調整金上限金額」に達したとき）に、官側に契約解除権が生じるものと理解しております。 他方で、事業契約案別紙13記載の「違約金調整対象解除事由」を参照すると、「違約金調整対象解除事由」のいずれかがが生じた場合に事業者に対して課される「未達調整額」は、「未達調整金上限金額」で定められる60億円を大幅に下回ると試算されます。 従い、官側の契約解除権が「第81条第1第11号または第14号」に該当する場合と定めた場合、第14号に該当する前に必ず第11号に該当し解除権が発生することとなるため、第14号の解除事由が意味をなさなくなると考えております。 この点に関して、現状の事業契約案第81条第1項記載を維持することの合理性につき、ご見解をご教示頂けますでしょうか。	未達調整金に関しては、アベイラビリティに関する業務不履行があった場合に事業者が支払い義務を負うものですが、当該業務不履行は違約金調整対象解除事由に該当する場合に限るものではありません。そのため、事業契約第81条第1項第14号に該当する前に必ず同項第11号に該当することになるわけではなく、原文のとおりとします。
83	01_事業契約書（案）	39	2	第9章第1節第84条第1項（法令等の変更等又は不可抗力による解除）	本条第2項において、「事業者」側からの解除も認められているところ、第1項における解除の協議の申入れを「発注者」のみに限定する必要性もないように思われますので、「「発注者」又は「事業者」は」に修正していただけないでしょうか。また、前述の通り双方向の解除条件として、本条第1項第1号は、「「発注者」又は「事業者」が過分の費用を負担するとき」としていただけないでしょうか。	「法令等の変更等」又は「不可抗力」による「事業者」からの解除の協議については、想定していません。そのため、原文のとおりとします。
84	01_事業契約書（案）	39	2	第9章第1節第84条第1項（法令等の変更等又は不可抗力による解除）	法令等の変更又は不可抗力に起因して事業者が本事業の継続が不能又は著しく困難であると判断した場合、事業の継続について事業者から発注者に協議を求めることは可能か。	No. 83 の回答をご参照ください。
85	01_事業契約書（案）	40	1	第9章第2節第85条第4項（事業者の帰責事由による契約解除の効力）	「「解除違約金」の額を超過する損害」とありますが、解除の場合に「解除違約金」の額を超過するような損害として想定されるものはありますか。	発注者が被った損害を算定した結果として、解除違約金の額を超過する場合もありうるものと考えています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
86	01_事業契約書（案）	41	28	第9章第2節第87条第3項（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）	「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去の人工衛星PFI事業においても、不可抗力によって生じた損害は、解除の場面も含めて「発注者」の負担と理解しております。過去の人工衛星PFI事業に倣い、宇宙災害を含む不可抗力による増加費用及び損害については、原則「発注者」の負担とし、「事業者」の負うべき負担は、宇宙災害を除く「不可抗力」により生じた各事業年度におけるサービス対価の1%相当額に至るまでとなるように修正していただけないでしょうか。本事業の実質的な業務内容や潜在的なリスクは過去案件と同等以上であり、本事業がいわゆるサービス調達であることを踏まえても、過去案件よりリスクを事業者側に寄せるべき合理性はないものと存じます。	原文のとおりとします。合わせてNo. 14の回答をご参照ください。
87	01_事業契約書（案）	41	38	第9章第2節第88条（発注者による本事業専用地上施設関連資産の取得）	本条項について、専用地上局は適用外との理解でよろしいでしょうか。	専用地上施設には専用地上局が含まれますので、適用対象となります。
88	01_事業契約書（案）	41	38	第9章第2節第88条第1項（発注者による本事業専用地上施設関連資産の取得）	「取得対象資産」の移設等に係る費用は一律事業者負担とされているところ、解除原因に応じて、その全部又は一部については「発注者」とするよう修正をご検討願います。	原文のとおりとします。
89	01_事業契約書（案）	43	11	第9章第2節第90条（事業者による本事業専用地上施設関連資産の使用）	第90条に基づき売却その他の処分を行った場合には、当該処分から生じた収益を国に納付する義務はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	01_事業契約書（案）	43	38	第9章第3節第93条（関係書類の引渡し等）	「発注者」の帰責事由により契約が終了した場合において、本条において費用が発生したときは、当該費用について「事業者」で負担する合理性はなく、「発注者」の負担という理解でよろしいでしょうか。	理由の如何を問わず、事業者負担とします。
91	01_事業契約書（案）	44	18	第9章第3節第95条第1項（事業期間の延長）	「「事業期間」の経過後も「本事業衛星によるコンステレーション」及び「本事業専用地上施設」を継続して使用することが有効であると「発注者」が認める場合」とあるが、本事業衛星によるコンステレーションと本事業専用地上施設のどちらか一方のみ事業期間が延長されることは無い理解で間違いないか。	「本事業衛星によるコンステレーション」と「本事業専用地上施設」のどちらか一方のみについて継続して使用することが有効であるとして当該一方のみについて「事業期間」を延長することもあり得ます。
92	01_事業契約書（案）	44	18	第9章第3節第95条第1項（事業期間の延長）	「合意により、延長可能と見込まれる時点まで」とあるが、延長を行う期間としての最長期間はどのくらいを想定しているのか。また、延長を行う回数は1回のみで、一度事業期間を延長した後の再度の延長は行われないと理解してよいか。	「発注者」と「事業者」で協議を行い、合意により、延長可能と見込まれる時点までの期間を想定しています。また、延長を行う回数については定めはありません。
93	01_事業契約書（案）	51	35	別紙3 10「解除違約金」	「「事業者」が「発注者」に支払う」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の部分を「「事業者」が「発注者」に支払う」に訂正します。
94	01_事業契約書（案）	52	38	別紙3 24「業務不履行」	業務不履行の定義自体に「おそれがある」状態を含める必要はなく、含めた場合、実際には要求水準の未達をしていない場合にもおそれがあるだけでペナルティを生じることになりかねず、不都合を生じる可能性がありますので、「おそれがある」は削除していただけないでしょうか。	【資料-7】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第11. (1) のとおり、要求水準を達成しないおそれがある場合は、まずは事業者自らが各選定企業に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにすることを求めています。その事業者による確認結果等を国が監視（モニタリング）した結果として、事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を達成しないおそれがあると判断した場合は、適正かつ確実に事業が遂行されるよう改善要求措置等を講じることとするため、原文のとおりとします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
95	01_事業契約書（案）	106	1	別紙6 事業者等が付す保険等	事業契約書に定められている事業者が加入する保険は、入札公告8に記載されている保険の対象とみなされる理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	01_事業契約書（案）	109	12	別紙9 1 不可抗力の定義	「原材料又は輸送手段の調達困難等」について、個別事情に拠らず一律「不可抗力」から外す趣旨についてお示しいただけますでしょうか。	本事業における参加資格要件においては、一定の実績を有する民間事業者としています。このため、既に民間ビジネスとしてサービス事業が展開又は拡大しているものと認識していることから、「原材料又は輸送手段の調達困難」については、「不可抗力」には含まれないこととしています。
97	01_事業契約書（案）	109	12	別紙9 1 不可抗力の定義	「原材料又は輸送手段の調達困難等」について、個別事情によっては「不可抗力」に該当する可能性を排除する合理性はないと思われ、「削除」いただけないでしょうか。少なくとも「（「不可抗力」に起因しないものに限る。）」との留保は必要と考えますがいかがでしょうか。	No. 96の回答をご参照ください。このため、原文のとおりとします。
98	01_事業契約書（案）	109	13	別紙9 1 不可抗力の定義	「打上失敗」及び「打上遅延」が発生した場合、「資料－4：サービス対価の算定及び支払方法」第2 5. (2) アベイラビリティの評価による未達調整金措置によると、「打上失敗」及び「打上遅延」による要求水準の未達に関しては、未達調達金の措置は行われないという理解です。「打上失敗」及び「打上遅延」が打上事業者の過失に起因する場合については、別紙9 第1項(3)その他「第三者の過失」によるものと整理され、不可抗力になることも考えられますでしょうか。その場合、パフォーマンス評価については、「資料－4」第2 5. (3)の直接的妨害等に該当する不可抗力または、直接的妨害等に該当しない不可抗力として処理される理解でよろしいでしょうか。	別紙9第1項において、「不可抗力」に起因しない「打上失敗」及び「打上遅延」は「不可抗力」に含まれないこととしておりますので、ご質問のような事象は「不可抗力」には該当しないものとしています。
99	01_事業契約書（案）	110	5	別紙9 3 不可抗力による損害額の分担	「直接的妨害等」に該当する「不可抗力」については、人為的事象のみならず天災や第三者の悪意及び過失などその他も含まれ得るとの理解でよろしいでしょうか。	別紙3 93「直接的妨害等」の定義のとおり、人為的事象のみが「直接的妨害等」に該当し得るものと考えます。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
100	01_事業契約書（案）	110	5	別紙9 3 不可抗力による損害額の分担	「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」等過去の人工衛星PFI事業においても、不可抗力によって生じた損害は、解除の場面も含めて「発注者」の負担と理解しておりますが、本件においてはこれと異なる取扱い（原則として発注者と事業者が50%ずつ負担）とされている理由をご教示ください。事前に公表されていた「サービス対価の算定及び支払方法（案）」第2第5項(1)の記載はあくまで不可抗力により要求水準が未達であった場合における減額等措置に関する考え方であり、当然にそれ以外の増加費用や損害一般について適用されるべきものではないと思料いたします。過去の人工衛星PFI事業に倣い、宇宙災害を含む不可抗力による増加費用及び損害については、原則「発注者」の負担とし、「事業者」の負うべき負担は、宇宙災害を除く「不可抗力」により生じた各事業年度におけるサービス対価の1%相当額に至るまでとなるように修正していただけないでしょうか。本事業の実質的な業務内容や潜在的なリスクは過去案件と同等以上であり、本事業がいわゆるサービス調達であることを踏まえても、過去案件よりリスクを事業者側に寄せるべき合理性はないものと存じます。	No. 86の回答をご参照ください。
101	01_事業契約書（案）	115	25	別紙12 1（2）C	別紙第1項第1号C記載の支払割合の算定根拠をご教示ください。次号Cについても同様です。	「本格的運用期間」となる令和10年3月31日までに、一定所要の国産衛星を製造等しているものであるとの考え方に立って、当該期間に応じて、割合を設定したものです。
102	01_事業契約書（案）	115	27	別紙12 1（2）C	解除違約金が少なくとも10%請求されることとの平仄から、「本契約締結日から令和8年3月31日までの期間」における解除の場合も支払い割合を「0%」ではなく「10%」としていただけないでしょうか。	解除精算金については、本事業が開始される令和8年4月1日以降を念頭においたものであり、原文のとおりとします。
103	02_業務要求水準書	4	47	第1部第4（4）陸上通信回線の提供（5）国の物品等の貸付け	「第4 国が実施する業務」には、以下の業務があります。 「（4）陸上通信回線の提供：国は、必要に応じて、飯岡地上局と市ヶ谷地上システム間を接続する陸上通信回線を事業者に提供する。 （5）国の物品等の貸付け：国は、必要に応じて、本事業を実施する上で必要な国の物品等を事業者が無償で貸付ける。」 上記の（4）（5）において、SPCは以下の業務を行う予定です。 「（4）・・・飯岡地上局－市ヶ谷地上システム間の通信回線の必要性を確認し、官側へ必要性を報告し、必要である場合は日程、提供形態等を調整する。 （5）・・・官側の保有器材、システム等において整備及び運用における必要性を各事業者を確認し、必要である場合は官側への依頼、提供形態等を調整する。」 上記の第4（4）（5）におけるSPC（又は1次請け企業）の業務の際に費用増があった場合、増加費用に関しては防衛省が負担するという認識でよろしいでしょうか。	増加費用を国が負担することはありません。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
104	02_業務要求水準書	8	10	第1部第12貸付物品	「リスク管理枠組み（RMF）のセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）」の貸付について、提案作成上の検討が必要な内容であることが予想されるため、事業契約締結後ではなく早急に示していただくことは可能でしょうか。	可能です。担当部局へお問い合わせください。
105	02_業務要求水準書	11	27	第2部第14.1.a.画像の処理レベル	「・・・、国からの要望に応じてロック数が選択できること。」とありますが、これは任意のロック数指定ではなく、5.3項「画像取得時間」に記載のロック数1または3のいずれかを選択する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	02_業務要求水準書	13	28	第2部第15.1.1.c.撮像指示の受付及び実行	「・・・パフォーマンスは、評価しない。」と記載がありますが、当該撮像については、納入数量としてカウントされるものの、要求水準未達と判断された具体的な項目（例：その他地上局要件、画像取得時間等）についてパフォーマンスの評価による返納措置の対象外とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	02_業務要求水準書	16	4	第2部第15.2.1段階的運用期間における簡易システムの導入前（令和8年4月1日～令和8年9月30日）	「画像データ転送装置との接続要領については、別に示す。」とありますが、提案書時点から検討が必要な内容であるため、早急に示していただくことは可能でしょうか。	可能です。担当部局へお問い合わせください。
108	02_業務要求水準書	21	3	第2部第16.1.1a.ダウンリンク地上局	「上記においてダウンリンクを完了することができない撮像データについて、飯岡地上局又は専用地上局の利用も含め、撮像後[つ]以内に[て]%以上のダウンリンクを完了することが可能なその他地上局を借上げる。」この最終文のその他地上局は国内のその他地上局も含めると理解してよろしいでしょうか？ 「日本国内以外のその他地上局」と記載のない「その他地上局」に関しては日本国内も含むと理解しております。	ご理解のとおりです。
109	02_業務要求水準書	23	16	第2部第16.2.2bアップリンク地上局	「予約依頼実績」とありますが、「予約依頼実績書」ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「予約依頼実績」を「予約依頼実績書」に訂正します。
110	02_業務要求水準書	23	24	第2部第17.1使用するロケット	「事業者自ら」となっていますが、実施方針上の「事業者等」すなわち協力企業も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	02_業務要求水準書	24 25	28 8	第2部第18.4.1（2）a.令和9年度及び令和10年度、b.令和9年度から令和12年度までの間	「撮像達成率」は、「撮像優先権」ではないでしょうか。	他の利用者よりも優先される権利（撮像優先権）ではなく、国からの撮像指示に対し、要求水準を満たす画像データを国に納入した割合（撮像達成率）を求めるものであるため、原文のとおりとします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
112	02_業務要求水準書	25	3	第2部第18.4.1 (2) 本格的運用期間	「a. 令和9年度および令和10年度」において、「本事業衛星の整備や本事業衛星の打上げに起因する事象により」その他衛星を使用することが可能となる期間が、令和9年度および令和10年度に限定されており、打上失敗を理由とする海外衛星の使用が令和11年度以降はできないものと読み取れます。 しかしながら、本事業の実現に向けては、当該期間に限定すべきではなく、令和11年度以降も本事業衛星の整備や本事業衛星の打上げに起因する事象によりその他衛星を使用することを可能とするべきであると考えております。したがって、aの対象期間も令和12年までとしていただくか、打上失敗をbの期間における「本事業衛星の不具合等」で読み込めるようにしていただけないでしょうか。	「a. 令和9年度および令和10年度」については、「本格的運用期間」の要件を充足するまでの間を念頭において、『本事業衛星の整備や本事業衛星の打上げに起因する事象により令和9年度及び令和10年度時点においても本事業衛星のみで国の要求水準を満たす本事業衛星によるコンステレーションが整備できず、国の要求水準を満たすために、その他衛星を使用するしか手段がないと国が認めた場合においては、その他衛星の活用を認める』こととしたものです。 一方、「b. 令和9年度から令和12年度までの間」については、「本格的運用期間」の要件を充足した以降、『本事業衛星の不具合等により国の要求水準を満たせず、国の要求水準を満たすために、その他衛星を使用するしか手段がないと国が認めた場合においては、その他衛星の活用を認める』こととしたものであり、事象の内容に応じて、協議してまいりたいと考えています。
113	02_業務要求水準書	25	12	第2部第18.4.1 (2) 本格的運用期間	「a. 令和9年度及び令和10年度」において、「本事業衛星の機数が[k]機を下回らないようにすること。」と記載されており、また「b. 令和9年度から令和12年度までの間」において、「本事業衛星の機数が、本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないようにすること。」との記載があります。 この記載内容から、令和9年度および令和10年度においては、機数の要件が「a」と「b」の両方により二重に評価されるという理解でよろしいでしょうか。	「a. 令和9年度および令和10年度」又は「b. 令和9年度から令和12年度までの間」どちらを適用して、「その他衛星」を活用するかによって、本事業衛星の機数を評価していくこととなります。
114	02_業務要求水準書	25	17	第2部第18.4.1 (2) 本格的運用期間	衛星の世代更新等に伴う要求水準未達は「b. 令和9年度から令和12年度までの間」における「本事業衛星の不具合等」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	衛星の世代更新等における「本事業衛星の不具合等」の事象によるため、一概にお答えすることは困難ですが、「本格的運用期間」の要件を充足した以降、『本事業衛星の不具合等により国の要求水準を満たせず、国の要求水準を満たすために、その他衛星を使用するしか手段がないと国が認めた場合においては、その他衛星の活用を認める』こととしています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
115	02_業務要求水準書	27	20	第2部第1 8. 7. c. 再撮像の実施	「当該画像データは国に納入されたものとする」とは、「撮像指示から画像データが撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの間において、原因が特定できない衛星の一時的な機能の喪失等により納入することができなかった画像データ」を指す理解でよろしいでしょうか。 また、例えば以下のケースにおいては最終的な撮像達成率は100%となる理解で正しいでしょうか。 ・要求数量が100シーンであり、99シーンは納入成功したが、1シーンは納入失敗した。 ・納入失敗した1シーンについて再撮像が認められ、再撮像の結果、納入成功した。 ・つまり、101シーンの撮像指示（うち再撮像が1回）のうち、100シーンの納入に成功した。 ・その他アベイラビリティ／パフォーマンスそれぞれの評価において未達事項は存在しなかった。	ご理解のとおりです。
116	02_業務要求水準書	27	20	第2部第1 8. 7. c再撮像の実施	「c. 再撮像の実施」に関して、事業者の求めに応じた再撮像の規定の範囲内の場合、撮像明細書の再撮像の許可※6（AG列）に○を記入し、以降の撮像指示について、再撮像による撮像※7（AH列）に事業者が○をつけることで再撮像されたと管理する（書面上の管理のみ）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、最終的には国が撮像明細書を確認致します。
117	02_業務要求水準書	30	11	第2部第2 1. 1 b) 撮像指示・画像表示端末の準備	「事業者は、・・・」となっていますが、実施方針上の「事業者等」すなわち協力企業も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	02_業務要求水準書	36	8	第2部第2 1. 6 b. 飯岡地上局の利用要領	飯岡地上局利用時の、ダウンリンク後、市ヶ谷地上システムまでの伝送時間、市ヶ谷地上システム内での伝送時間（または伝送速度）について、その所要時間を除いて評価頂く、もしくは、飯岡地上局利用時は画像取得時間のパフォーマンス評価による返納措置の対象外とすることとしていただけますでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第2部 第1 5.3で示す画像取得時間は、その他地上局の利用を前提に規定しています。飯岡地上局を利用する場合は、その他地上局と比較し伝送時間が短くなることを想定しているため、原文のとおりとします。なお、結果として速やかに伝送されない場合は協議の上、パフォーマンス評価の対象外とすることを考えています。
119	02_業務要求水準書	39	24	第2部第2 4. 2 f) 情報の保全等	「4. 我が国の安全保障用途に適合したセキュリティレベルに関する要求水準 4.2 情報の保全等 f) 事業者は、撮像計画等の情報保全及びデータの保護に係る措置が確実に実施されることを国が確認できる書類を提出するものとする。」という記述に関し、事業者が用意すべきものは一定の様式に則った表明保証の証明書などを提出すると考えておけばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
120	02_業務要求水準書	49	2	別紙4 No4 4 二次的製品	「8.12 b) 2) 国が、本事業により取得した画像データを利用して製作した二次的製品の著作権及び所有権は、国に帰属するものとし、国が使用許諾権を有するものとする。3) 事業者は、国が本事業により取得した撮像データ及び画像データについて、国が許可した場合を除き、事業者のホームページ等で公開及び商用販売をしないものとする。国が許可した場合でも国の要求で撮像したデータであることを秘匿するものとする。」とあります。また、別紙4に「二次的製品」は、「画像データから制作された製品をいう。撮像データ及び画像データの復元が可能な画像情報を含むもの、含まないもののいずれも含む。」とあります。一般的には撮像データおよび画像データが復元できる二次的製品は、主旨を鑑みると国が許可した場合以外は販売不可能だと理解しています。一方で元データが技術的に復元できない二次的製品を販売に関しては制限されていないと解して良いでしょうか。	8.12 b. 2)にあるとおり、国が本事業により取得した画像データを利用して製作した二次的製品の著作権及び所有権は国に帰属するものであり、国が使用許諾権を有するものとしています。
121	03_様式集及び記載要領	17	27	別紙 加算項目の評価の基準と配点 C-3【専用地上施設の運用体制・対応】	03_様式集及び記載要領の「c.「専用地上施設運用等業務」に関する提案」における「提案様式C-3運用【専用地上施設の運用体制・対応】」について、対応する「評価の基準」が事業者選定基準に示されておりませんが、評価の基準はありますでしょうか。	「専用地上施設運用等業務」に関する提案における「提案様式C-3運用【専用地上施設の運用体制・対応】」について、加算項目審査での評価の基準は設けておりません。
122	04_サービス対価の算定・支払	6	11	第2 1. 表2. 各年度の予算額の割合	事業者提案において、各年度のサービス対価の割合が一部の年度で表2の割合を超過している場合においても、事業期間全体のサービス対価の合計額が一定金額を下回っていれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案金額は、本事業に係る全ての予算科目の国庫債務負担行為設定額の合計額の範囲内で別途算定される予定価格（事業期間の合計額及び各年度の金額）を下回る必要があります。
123	04_サービス対価の算定・支払	8	26	第2 3. (3) 全般管理業務費	「本事業期間を通じて、各年度における年4回の全般管理業務費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2. (2)の支払スケジュールに基づき、全20回支払う。」とありますが、ほかの業務への支払いは「四半期ごとに支払う。」とありますので、特に意図がなければ、「四半期ごとに支払う。」想定でいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問を踏まえ、「全20回支払う」を「四半期ごとに支払う」に訂正します。
124	04_サービス対価の算定・支払	9	11	第2 5. (1) 返納等措置の基本的な考え方	不可抗力事由により返納措置が行われた場合の要求水準は現象に応じて「要求水準の再設定」を行うとあるが、不可抗力事由の未達について返納措置（未達となった業務のサービス対価に相当する金額の50%の返納）が行われた後、当該未達を除外した結果実績として要求水準の達成度を判定するとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による要求水準の未達状況を考慮して、「発注者」及び「事業者」で協議の上、発注者が要求水準を再設定いたします。再設定された要求水準に基づき、要求水準の達成度を判断していくこととなります。
125	04_サービス対価の算定・支払	9	37	第2 5. (2) アベイラビリティの評価による未達調整金措置	「防衛省が合理的に満足する措置」として具体的に想定されている内容をご教示ください。	アベイラビリティの評価による未達調整金措置の納付及びパフォーマンスの評価による返納措置の返納に対する防衛省が合理的に満足する措置については、国に納付する資金が不足する事態とならないための措置として事業者の提案によることとなります。
126	04_サービス対価の算定・支払	10	10	第2 5. (3) パフォーマンスの評価による返納措置	アベイラビリティの評価による未達調整金措置との関係で適用除外とされている打上失敗又は打上遅延による要求水準の未達が、パフォーマンスの評価による返納措置との関係では適用除外とされていない理由をご教示ください。	打上失敗若しくは打上遅延によりアベイラビリティの評価に関する要求水準が未達であったとしても、パフォーマンスの評価に関する要求水準が必ずしも未達になるとは限らないため、規定のとおりとしております。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
127	04_サービス対価の算定・支払	10	10	第2 5. (3) パフォーマンスの評価による返納措置	「パフォーマンスに係る要求水準が達成されていない場合において、同時にアベイラビリティに係る要求水準が達成されていない場合は、パフォーマンスの評価に係るサービス対価の返納金額を算定するにあたり、要求水準が達成されていない内容を踏まえて、本事業衛星の運用に関する要求水準等のパフォーマンス評価を勘案する」とあるのは、同一の事象によりアベイラビリティに係る要求水準とパフォーマンスに係る要求水準の両方が未達となっている場合に、返納等措置の決定にあたって二重に評価されないように考慮されるという理解でよろしいでしょうか。	アベイラビリティに係る要求水準が未達であった場合は、別紙「パフォーマンスに反映する項目及び基準」の『パフォーマンスへの反映事項』をパフォーマンスの評価へ反映します。そのうえで、パフォーマンスに係る要求水準が未達であった場合は、パフォーマンスの評価による返納措置を講じます。
128	04_サービス対価の算定・支払	10	25	第2 5. (3) パフォーマンスの評価による返納措置	統合運用システム等及び専用地上局の整備の遅延が生じた場合、『四半期ごとの・・・措置を行う』との規定がありますが、これは別添資料での「サービス対価の返納等」について、事業年度ごとの返納ではなく、四半期ごとの返納が求められるとの理解で相違ないでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、当該事由が生じた場合は減額若しくは返納を講じます。
129	04_サービス対価の算定・支払	12	1	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	「画像データ取得費」と比較して、「統合運用システム等整備費」と「専用地上局整備費」に関する要求水準が未達の場合に乘算される割合が非常に低く設定されている理由は何か。	それぞれの業務の性質や評価内容、アベイラビリティ及びパフォーマンス全体を通じたバランスを考慮して、設定したものです。
130	04_サービス対価の算定・支払	12	14	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	統合運用システム及び専用地上局について、それぞれの稼働率は、サービス対価の算定及び支払い方法別添資料における、「アベイラビリティの評価の未達調整金措置」の表における「統合運用システム（計画停止を除く）」（専用地上局の場合は「専用地上局（計画停止を除く）」）の部分においてのみ評価され、その上に記載の「統合運用システムの運用開始時期、機能、性能」において、稼働率は評価されないという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	04_サービス対価の算定・支払	12	19	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	その他地上局の借上げ要求未達時には「業務要求水準書（資料－2）第2部第1 6. 1で示す以下の項目については、要求水準未達拠点数×未達日数/3 6 5日×0. 2%を当該年度の撮像達成率から減ずる」とありますが、この撮像達成率減は、事業者が構築する衛星コンステレーションが当該軌道を通過する機数（または回数）によって重みづけの上算定されるという理解でよろしいでしょうか。 【例】太陽同期軌道（ディセンディング）に3機、太陽同期軌道（アセンディング）に9機、傾斜軌道に48機整備し、各軌道においてダウンリンク地上局aの要求に対して要求水準未達拠点数は2拠点、未達日数は365日の場合、 ・太陽同期軌道（ディセンディング）における要求未達による対価減：2 x (365日/365日) x 0. 2% x (3機/60機) = 0. 02%の撮像達成率減 ・太陽同期軌道（アセンディング）における要求未達による対価減：2 x (365日/365日) x 0. 2% x (9機/60機) = 0. 06%の撮像達成率減 ・・・太陽同期軌道（アセンディング）における要求未達による対価減：2 x (365日/365日) x 0. 2% x (48機/60機) = 0. 32%の撮像達成率減	その他地上局の借上げに関する要求水準の各項目を満たすために必要な拠点として提案いただいた全ての拠点を対象として、確保できなかった拠点数に基づき算定します。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
132	04_サービス対価の算定・支払	12	19	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	評価方法として『国の撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち、優先権に起因するものの割合により評価』と記載されていますが、計算方法は(要求数量-優先権に起因して撮像ができなかった数量)/(要求数量)との理解でよろしいでしょうか。 【例】要求数量が10,000枚、納入数量が9,990枚（納入失敗数量：10枚）、かつ納入失敗がすべて優先権に起因する場合、撮像実績は $(10,000-10)/10,000=99.9\%$ と評価される。	ご理解のとおりです。
133	04_サービス対価の算定・支払	12 16	22 9	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	その他地上局の借上げに関する「主な要求水準毎の詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準」および「パフォーマンスに反映する項目及び基準」について、「要求水準未達拠点数」は以下のように定義される理解でよいのか？ ・「要求水準未達拠点数」とは、事業者が提案において確保することを提案した地上局拠点のうち、確保できなかった地上局拠点数の数。	No. 131の回答をご参照ください。
134	04_サービス対価の算定・支払	12	24	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	その他地上局の借上げ要求について、複数項目の達成の為に同一の地上局の借上げが必要である場合、当該地上局の借上げ未達時には、一項目の未達としてペナルティが算出されるという理解でよろしいでしょうか。複数項目の未達としてペナルティが算出される場合、多重請求となる可能性が懸念されます。 【例】太陽同期軌道（ディセンディング）において、重点領域のダウンリンク地上局の要求達成の為には地上局Aおよび地上局Bの借上げが必要であり、対象領域のダウンリンク地上局の要求達成の為には地上局Aおよび地上局Cの借上げが必要。地上局Aのみ借上げ未達が365日発生した場合、 ・ダウンリンク地上局に係る要求未達による未達調整金： $1 \times (365日/365日) \times 0.1\% =$ 当該年度の画像データ取得費の0.1%	No. 131の回答をご参照ください。
135	04_サービス対価の算定・支払	12~16	-	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	撮像優先権に関する評価内容については、評価項目名が「撮像達成率」と記載されております。評価内容を踏まえると、評価項目名は「撮像優先権」が正しいと理解しておりますが、同理解でよろしいでしょうか。	No. 111の回答をご参照ください。
136	04_サービス対価の算定・支払	12~16	-	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準 別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	緊急観測の撮像指示に伴う定常観測の撮像指示取り消しは想定されると認識しております。その際におけるアベイラビリティやパフォーマンスの考え方について伺わせてください。 緊急観測の撮像指示に伴い取り消しされる定常観測の撮像指示は、アベイラビリティおよびパフォーマンスの評価において評価の対象外となる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
137	04_サービス対価の算定・支払	13	3	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	画像取得時間（本事業衛星（既存衛星を除く。））の要求時間超過による撮像達成率減は、各モードでの納入数量によって重みづけの上算定されるという理解でよろしいでしょうか？ 【例】SAR画像データの納入数量は計10,000枚、内4,000枚はStripmapモード、3,000枚は1ルックのSpotlightモード、2,000枚は3ルックのSpotlightモード、1,000枚は連続的な観測で撮像され、それぞれのモードにおいて10分の画像取得時間要求の超過が発生した場合、 ・Stripmapモードにおける要求未達による対価減：$0.05\% \times (4,000\text{枚}/10,000\text{枚}) = 0.02\%$ ・1ルックのSpotlightモードにおける要求未達による対価減：$0.05\% \times (3,000\text{枚}/10,000\text{枚}) = 0.015\%$ ・3ルックのSpotlightモードにおける要求未達による対価減：$0.05\% \times (2,000\text{枚}/10,000\text{枚}) = 0.01\%$ ・連続的な観測における要求未達による対価減：$0.05\% \times (1,000\text{枚}/1,000\text{枚}) = 0.005\%$	それぞれのモードにおいて画像取得時間の超過が発生した場合は、10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減となります。
138	04_サービス対価の算定・支払	13	6	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	画像取得時間（本事業衛星（既存衛星を除く。））の評価内容①および②の要求未達時には「10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減」と記載されています。評価は年度毎に行われ、要求未達時には『当該年度の』撮像達成率から減じられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	04_サービス対価の算定・支払	13	18	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	「撮像達成率については、SAR画像データ、光学画像データそれぞれ評価することとする。」とありますが、撮像達成率要求未達によるサービス対価の返納は、SAR画像データ取得費、光学画像データ取得費それぞれに対して個別に適用されるという理解でよろしいでしょうか。 【例】SARの画像データ取得費が200億円、光学の画像データ取得費が100億円、SARの撮像達成率要求未達が10%、光学の撮像達成率要求未達が5%の場合、 ・SAR画像データ取得費の返納：$200\text{億円} \times 10\% = 20\text{億円}$ ・光学画像データ取得費の返納：$100\text{億円} \times 5\% = 5\text{億円}$	ご理解のとおりです。
140	04_サービス対価の算定・支払	13	18	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	「撮像達成率については、SAR画像データ、光学画像データそれぞれ評価することとする。」とありますが、画像取得時間の要求未達によって撮像達成率が減少した場合、当該未達が発生した衛星（SARまたは光学）の画像データ取得費に対して個別に適用されるという理解でよろしいでしょうか。 【例】SARの画像データ取得費が200億円、光学の画像データ取得費が100億円、SARの画像取得時間要求未達による撮像達成率減が2.0%、光学の画像取得時間要求未達による撮像達成率減が1.0%の場合、 ・当該未達によるSAR画像データ取得費の返納：$200\text{億円} \times 2.0\% = 4\text{億円}$ ・当該未達による光学画像データ取得費の返納：$100\text{億円} \times 1.0\% = 1\text{億円}$	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
141	04_サービス対価の算定・支払	13 14	18`21	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	「パフォーマンスの評価による返納等措置」における要求数量の評価は、要求数量以外の項目による撮像達成率減（別紙「パフォーマンスに反映する項目及び基準」も含む）の計算によって算定された撮像達成率と[タ]～[ナ]を比較するという理解でよろしいでしょうか。 【例】令和12年度において、要求数量に係る撮像達成率は99%であり、要求数量以外の項目による撮像達成率減が▲1%と計算された場合、撮像達成率の実績は99%-1%=98%と算出され、要求数量の評価は、98%と(ト)%の比較により行われる。	ご理解のとおりです。
142	04_サービス対価の算定・支払	14	21	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	その他地上局の利用は年度毎に評価され、要求未達時には「1%下回るごとに『当該年度の』撮像達成率から0.1%減」が課される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	04_サービス対価の算定・支払	14	26	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	その他地上局の利用に関する「パフォーマンスの評価による返納等措置」について、[b][d][h][j]を満たさない場合でも、その他の要求水準（画像取得時間等）を満たし納入に成功すれば、納入数量に含まれるという理解で正しいか？	ご理解のとおりです。
144	04_サービス対価の算定・支払	16	6	別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	撮像優先権に関する評価内容については、アベイラビリティの評価項目名は「撮像達成率」ではなく「撮像優先権」が正しいと理解しております。 再訪頻度、本事業衛星の機数、撮像優先権に関するパフォーマンスへの反映項目はそれぞれ「撮像達成率から0.1%減」と記載されています。評価は年度毎に行われ、要求未達時には『当該年度の』撮像達成率が減じられるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 111の回答をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
145	04_サービス対価の算定・支払	16	13	別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	その他地上局の借上げ要求未達時には「以下に基づき算定した金額を徴収 要求水準未達拠点数×未達日数/365日×当該年度の画像データ取得費の0.1%」とありますが、“要求水準未達拠点数計算”の算出にあたって参照される“要求水準達成の為に必要な拠点数”は、事業者が提案書類にて指定する値を基準とするという理解でよろしいでしょうか。	No. 131の回答をご参照ください。
146	04_サービス対価の算定・支払	16	13	別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	その他地上局の借上げ要求未達時には「以下に基づき算定した金額を徴収 要求水準未達拠点数×未達日数/365日×当該年度の画像データ取得費の0.1%」とありますが、“要求水準未達拠点数計算”の算出にあたって参照される“要求水準達成の為に必要な拠点数”について、同一軌道に複数衛星事業社が衛星を投入予定である場合、事業者としての“要求水準達成の為に必要な拠点数”は、各衛星事業者に係る“要求水準達成の為に必要な拠点数”の合算値という理解でよろしいでしょうか。 【例】傾斜軌道にA社およびB社が衛星を投入予定であり、ダウンリンク地上局aの要求水準達成の為にA社・B社それぞれが4拠点を確保する必要がある場合、 ・事業者としての“要求水準達成の為に必要な拠点数”：8拠点	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
147	04_サービス対価の算定・支払	16	15	別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	評価方法として『国の撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち、優先権に起因するものの割合により評価』と記載されていますが、計算方法は(要求数量-優先権に起因して撮像ができなかった数量)/(要求数量)との理解でよろしいでしょうか。 【例】要求数量が10,000枚、納入数量が9,990枚（納入失敗数量：10枚）、かつ納入失敗がすべて優先権に起因する場合、撮像実績は(10,000-10)/10,000=99.9%と評価される。	ご理解のとおりです。
148	05_事業者選定基準	13	16	別紙 加算項目の評価の基準と配点 統合運用システム等の本格的運用期間の早期開始のためのスケジュール・計画	早期開始のための提案を行い、開始した場合は、サービス対価の支払いの開始時期は早まるか。 上記に関連し、提案に反し、早期開始できなかった場合は、提案した早期開始日からのアベイラビリティの評価による未達調整金措置の対象となるか。	前段については、本格的運用期間の早期開始の提案があった場合は、本事業に係る全ての予算科目の国庫債務負担行為設定額の合計額の範囲内で別途算定される予定価格（事業期間の合計額及び各年度の金額）の範囲内で支払います。 後段については、ご理解のとおりです。
149	05_事業者選定基準	14	25	別紙 加算項目の評価の基準と配点 賃上げ未実施の企業に対する減点措置	「減点措置の対象者として財務省から通知を受けた者か。（-26点）」について、他の加点項目と平仄を考えると、他の加点項目と同様に、代表企業、構成企業及び協力企業の全てが該当した場合にのみ減点されるという理解でよいでしょうか。	代表企業、構成企業及び協力企業のいずれか1社でも該当する場合は減点となります。
150	06_基本協定書（案）	3	8	第5条第3項第3号（事業者の出資者）	後段の「また、」以下の内容については、代表企業及び構成員間の株式の譲渡等も事前承諾の対象とするものと理解いたしましたが、理由をご教示いただけますでしょうか。当該規定により代表企業及び構成員間の持分調整に制約がかかることは避けたいため、当該記載については、削除いただくか、報告で足りることとしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
151	06_基本協定書（案）	6	16	第15条第3項（協定の有効期間）	「乙は事業契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者を存続させるものとする。」とありますが、例えば倒産手続きを通じた清算の完了は「義務の履行が終了」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。清算手続において事業者が事業契約に基づき負担する義務が全て消滅した場合には、その時点で「事業者の義務の履行が終了」したこととなります。